

白河市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱

令和6年3月26日要綱第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業事業主に対して、予算の範囲内で白河市男性育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号及び各事業所において就業規則又は労働協約等（以下「就業規則等」という。）に定める、育児のための休業・休暇制度（出生時育児休業を含む）をいう。
- (2) 事業主 事業の経営の主体である個人、法人又は法人格がない社団若しくは財団をいう。
- (3) 中小企業事業主 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。
- (4) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(交付対象事業主)

第3条 奨励金の交付対象事業主は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業事業主であること。
- (2) 雇用保険の適用事業所であること。
- (3) 就業規則等により育児休業についての規定を設けていること。
- (4) 次条の規定に該当する男性労働者を雇用していること。
- (5) 市又はマスメディアの取材及び広報に協力すること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（

その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の50%以上を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団に関与している者
- (6) 奨励金の趣旨及び目的に照らして交付が適当でないと市長が判断する者
(対象となる労働者)

第4条 奨励金の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、令和6年4月1日以降に、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 交付対象事業主の市内の事業所に勤務する男性労働者であること。
- (2) 雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- (3) 養育する子が2歳に達するまでの間に、5日以上14日未満（うち所定労働日に対する休業は4日以上）の育児休業、14日以上50日未満（うち所定労働日に対する休業は9日以上）の育児休業、又は50日以上（うち所定労働日に対する休業は30日以上）の育児休業を新たに取得していること。
- (4) 育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで1月以上勤務したこと。

(取得期間)

第5条 育児休業の取得期間は、所定労働日のほか、休日を含めて算定するものとする。

- 2 対象労働者が令和6年4月1日以降に同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合は、それぞれの取得期間を通算できるものとする。
- 3 対象労働者が育児休業中に一時的に就労を行っている場合は、当該就労日は取得期間には含めない。

(交付額)

第6条 奨励金は、対象労働者の育児休業取得期間及び住民登録地に応じ、次の表のとおり交付する。

取得期間 (分割取得の場合は通算)	奨励金額	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
5日以上14日未満	10万円	5万円
14日以上50日未満	15万円	10万円
50日以上	20万円	15万円

- 2 奨励金の交付は、対象となる育児休業に係る1人の子につき1回を限度とする。
- 3 多胎児は、1人の子とみなし、前項の規定を準用する。
- 4 同一事業主に対する奨励金の交付は、同一年度内において100万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする対象事業主は、対象労働者が育児休業から復帰して1月経過した日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して2月以内又は起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 白河市男性育児休業取得促進奨励金交付申請書（第1号様式）
- (2) 同意書兼宣誓書（第2号様式）
- (3) 就業規則等（育児休業について規定されているもの）の写し
- (4) 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業所通知用）の写し
- (5) 対象労働者から提出された育児休業の取得の申請書等の写し
- (6) 対象労働者の育児休業に係る子の出生の事実を確認できる書類の写し
- (7) 対象労働者の育児休業の状況及び復帰後の出勤状況が確認できる書類（出勤簿等）の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定により奨励金の交付を決定した場合は、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により奨励金の不交付を決定した場合は、白河市男性育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第9条 前条第2項の通知を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の請求があったときは、第6条に規定する奨励金を交付する。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により奨励金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

白河市男性育児休業取得促進奨励金交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 所在地：
名 称：
代表者名： 印
(電話番号：)

白河市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 奨励金申請額 円

2 企業の概要

区分	「資本金の額若しくは出資の総額」又は 「常時雇用する労働者数」
<input type="checkbox"/> 小売業（飲食店を含む）	「5,000万円以下」又は「50人以下」
<input type="checkbox"/> サービス業	「5,000万円以下」又は「100人以下」
<input type="checkbox"/> 卸売業	「1億円以下」又は「100人以下」
<input type="checkbox"/> その他の業種	「3億円以下」又は「300人以下」

3 対象労働者の育児休業取得状況

氏名							
住所							
育児休業に係る子の氏名	子の生年月日	年	月	日			
育児休業取得期間	計 日間	年	月	日～	年	月	日
		年	月	日～	年	月	日
		年	月	日～	年	月	日
		年	月	日～	年	月	日

※育児休業中に一時的に就労を行っている場合は、当該就労日は取得期間には含めないこと。

4 添付書類

- 同意書兼宣誓書（第2号様式）
- 就業規則等（育児休業について規定されているもの）の写し
- 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業所通知用）の写し
- 育児休業取得の申請書等の写し 育児休業に係る子の出生の事実を確認できる書類の写し
- 育児休業の状況及び復帰後の出勤状況が確認できる書類（出勤簿等）の写し

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

白河市長

白河市男性育児休業取得促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市男性育児休業取得促進奨励金について、下記のとおり交付することを決定したので、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

白河市長

白河市男性育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市男性育児休業取得促進奨励金について、下記のとおり不交付を決定したので、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

不交付決定理由

白河市男性育児休業取得促進奨励金交付請求書

年 月 日

白河市長

請求者 所在地：
名 称：
代表者名： 印
(電話番号：)

年 月 日付け 第 号で奨励金の交付決定及び額の確定通知のあった白河市男性育児休業取得促進奨励金について、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		口座の種類	普通 ・ 当座
本支店名		(いずれかに○)	
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

※振込先口座の内容が確認できる書類（通帳の見開き部分の写し等）を添付してください。